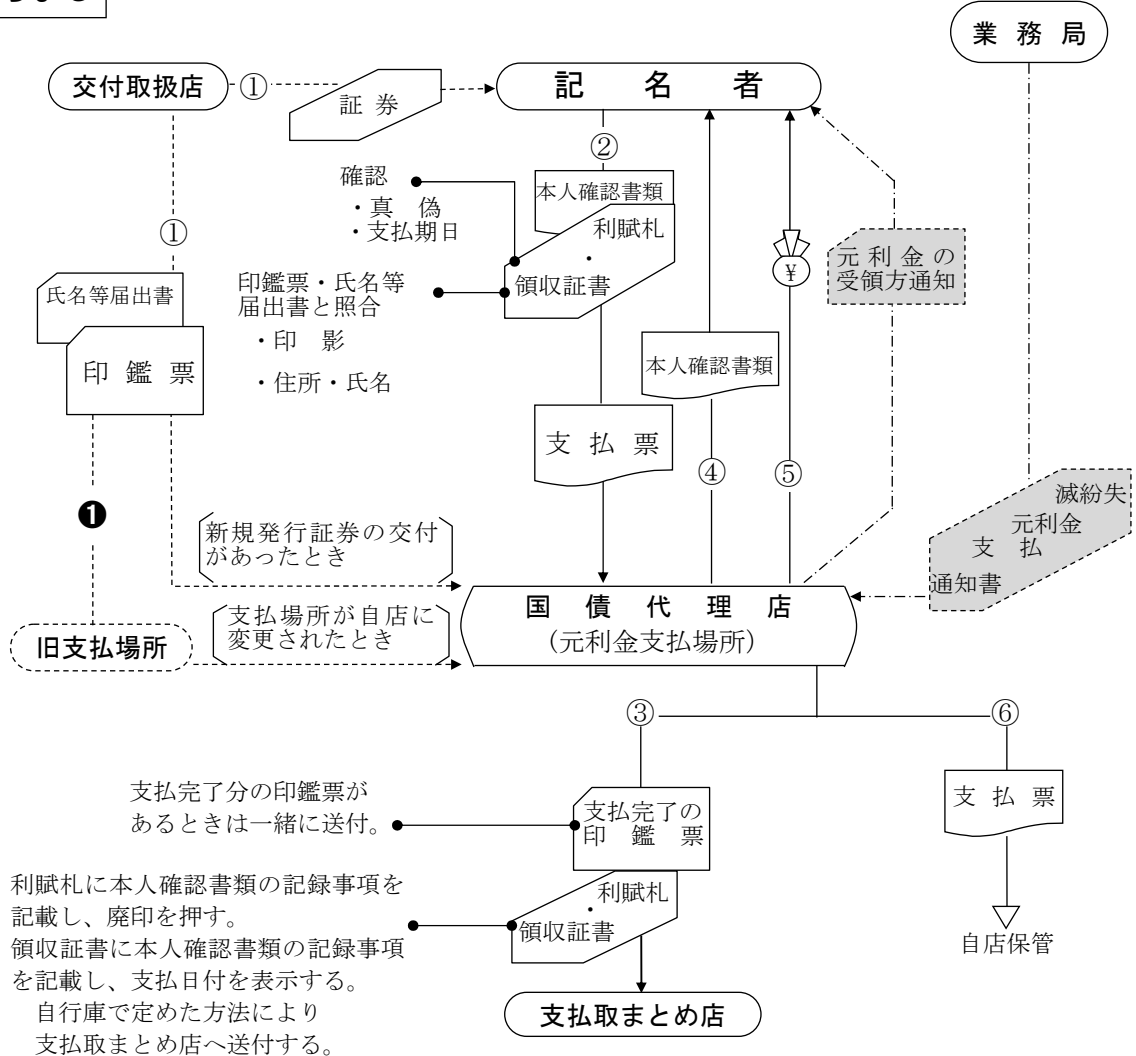


⇒ 元利金の送金請求・特殊事例620参照
買上償還・特殊事例630参照

あらし



● 記名国債証券の元利金は、指定された支払場所において、記名者その他正当に権利を行使できるものに対し、利賦札・減紛失元利金領収証書と引換えに支払う。

- * [] の部分は、400記名国債証券各種請求事務に定められている手続。
- * 届出印廃止分以外の記名国債証券については、②および④の本人確認書類の授受ならびに③の本人確認書類の記録事項の記載は要しない。
- * 届出印廃止分の記名国債証券については、②の印影照合を要しない。

● 見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかる国債名称等の記名国債証券については、印鑑票または氏名等届出書と一緒に見本証券（730により自店備付け分として業務局（統括店経由）から送付を受けるものを除く。）の授受や保管が行なわれる点に留意する。

⇒ 支払場所変更時に新旧支払場所等間で見本証券（印鑑票等毎配付分）を見本証券とする国庫債券の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を授受するときの取扱いは、421参照